

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成29年3月10日 午前9時58分～午前11時44分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長 福田 俊一郎
副委員長 森 満 晃
委員 新 原 春 二
委員 瀬 尾 和 敬

委員 杉 菌 道 朗
委員 井 上 勝 博
委員 持 原 秀 行

○その他の議員

議員 成 川 幸太郎

○説明のための出席者

市民福祉部長 春 田 修 一
保護課長 小 原 雅 彦

子育て支援課長 知 識 伸 一

○事務局職員

議事調査課長 道 場 益 男

議事グループ員 榎 並 淳 司

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 3 6 号 平成 2 9 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	保 護 課
議案第 3 6 号 平成 2 9 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（福田俊一郎）ただいまから、市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程の保護課から審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時、許可をいたします。

△保護課の審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、保護課の審査に入ります。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福田俊一郎）審査を一時中止しておりました議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、保護課の当初予算の概要につきまして、昨日と同様予算の概要について御説明をさせていただきたいと思います。71ページをお開きいただきたいと思います。

71ページの中段でございますが、生活保護事業につきましては、前年度費約4,700万円の増となっておりますが、主なものとしましては、生活保護費給付費でございますが、保護世帯の増加に伴い前年度の実績見込み等も勘案した結果、16億7,715万3,000円を計上させていただいておりまして、この部分で3,300万円の増となったところでございます。

次に、同ページの下段でございます。生活困窮者自立支援事業におきましては、相談支援の7割が家計支援に関するというような状況がございまして、丸の五つ目のところでございますが、家計相談支援事業を新たに実施する経費として、291万5,000円を計上させていただいたところでございます。

以上が保護課の当初予算の概要でございますが、詳細につきましては、この後保護課長のほうで説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○保護課長（小原雅彦）保護課の平成29年度当初予算の内容につきまして、御説明申し上げます。

初めに、歳出であります。

予算調書の148ページをお開きください。予算書は64ページになります。

事項市民相談事務費は市民総合相談をはじめ、消費生活相談などに係る経費で、事業費は378万1,000円であります。経費の主な内容は消費生活相談員一人分の雇用の要する経費、無料法律相談業務委託等に要する経費などです。

次に、事項行旅病人等取扱事務費ですが、県からの委託業務で行旅病人等の取り扱いに係る件委託事務で事業費は、107万8,000円です。経費の主な内容は、身元がわからず引き取り手がない行旅病人の葬儀等に係る経費です。

次に、149ページをお開きください。事項生活困窮者自立支援事業費は予算書は72ページになります。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住宅確保給付金、就労準備支援事業、学習支援事業及び平成29年度から新たに追加します家計相談支援事業などに係る経費で、事業費は2,735万5,000円です。経費の主な内容は生活困窮に係る相談に際し、相談助言などを行う相談支援員、3人分の雇用に要する経費のほか、貧困の連鎖防止のため、子育て世帯に対し、進路相談や子育て相談、助言などを行う就学・子育て支援員一人分の嘱託員の雇用に要する経費及び自立相談支援事業のうち訪問相談支援プラン策定などの業務委託のほうか、就労準備支援業務、家計相談支援業務委託に要する経費などです。

次に、事項生活保護管理運営費は生活保護法の施行事務に係る経費で事業費は1億5,300万円です。経費の主なものは、被保護者の医療に係る要否意見書の審査を行う福祉事務所嘱託医二人分の報酬、職員18人の人件費、社会保険診療報酬支払基金への医療審査支払手数料、生活保護システム保守委託料や職員の社会福祉主事資格取得の

ため一人分の認定講習会負担金などであります。

次に、150ページをお開きください。予算書は80ページになります。事項生活保護適正実施推進事業費は、生活保護業務の適正実施に要する経費で事業費は、1,424万9,000円です。経費の主なものは生活保護に係る相談などを行う面接相談員二人、診療報酬明細業務点検業務嘱託員一人、年金調査員一人、医療扶助に関する分析重複受診調査などを行う、医療扶助相談指導員一人、犯罪履歴のある者などに同席対応などを行う適正保護推進員一人分、計6人の嘱託員の雇用に要する経費などであります。

次に、事項被保護者就労支援事業費は被保護者の就労支援指導等に係る経費で事業費は201万8,000円であります。経費の主なものは稼働年齢層にある被保護者の就労支援を図るための就労支援を図るための就労支援員一人分の嘱託員の雇用に要する経費であります。

次に、151ページをお開きください。事項生活保護費は生活保護扶助に係る経費で事業費は16億7,715万3,000円であります。経費の主なものは生活扶助をはじめとする8扶助に要する経費であります。これまでの積み上げから医療扶助に全体の62%、生活扶助に全体の28%を計上しております。ここで平成29年度から新たに始めよういたします家計相談支援事業につきましては、御説明いたしますので、委員会資料の14ページをお開きください。

これは生活困窮者自立支援法のメニュー事業の一つであります。現状と課題でありありますが、平成27年4月から開始いたしました生活困窮者自立支援法による支援事業を開始する中で、開始いたしましてからことし1月まで296件の相談を受けておりますが、その中で収入生活費の相談、家賃やローンの支払い、税金や公共料金支払いの相談など、家計に関する相談が半数を超えているということがわかりました。これらの課題解決に相談支援員では対応が難しいことから、事業目的にありますように、専門的に指導、助言を行い、生活再建を図るために事業を実施したいとするものであります。支援内容といたしましては、具体的な支援業務のところにありますように、出納管理の支援や滞納債務整理などの支援を行おうとするものであります。

効果といたしましては、その右の図にありますように、みずから家計管理をできるようになることで、困窮状態の予防にあたり、税等の滞納解消、就職活動の円滑化などにつながっていくことが期待されるものであります。

続きまして、歳入について主なものを御説明申し上げますので、予算書の37ページのほうにお戻りください。予算調書は35ページでございます。

国庫負担金、民生費負担金、予算額12億7,109万1,000円は、生活保護負担金として、被保護者就労支援事業と生活保護の扶助費に要する経費と生活困窮者自立支援事業費負担金として、同事業に要する経費で、国から4分の3の負担分を受け入れるものであります。

次に、その下国庫補助金、民生費補助金、予算額1,561万9,000円は、生活保護適正実施推進事業費と生活困窮者自立支援事業に要する経費で国から補助金を受け入れるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） この家計相談支援事業を新しく始めるということですが、これは生活保護を受けたいということで窓口にこられた方。または、実際に生活保護を受けているんだけど、なかなか家計の管理ができない方。それをひっくるめて全部専門員を配置してそういった相談に乗るという理解でよろしいですか。

○保護課長（小原雅彦） 家計相談支援事業につきましては、生活保護法の対象者を除く方々を対象にしております。生活保護者に関しましては、職員、現業員、ケースワークのほうがそれぞれ家計、そういったものの助言を行いますので、今回、新たに追加いたします家計相談支援事業の対象としては、生活保護を除く方々であります。以上です。

○委員（井上勝博） 収入が生活保護基準以下であれば、大抵今は保護枠を申請すればつけられると思いますけれども、家計相談支援の専門家を新たに配置するというふうに理解していいんですか。

○保護課長（小原雅彦） 国のこの事業の基準に

ありますように、やはりそういう家計の支援にたけた職員を配置しようとするのを目的としておりますし、配置後もこの事業に関しましては、国の研修事業を実行しなければならないという決まりがございますので、そういう方を雇用するという予定としております。

以上です。

○委員（井上勝博）わかりました。

ただ、ちょっと今国のほうでこの生活保護費の削減というのが動いている中で心配されるところは、その収入が生活保護基準以下であるにもかかわらず、この家計相談支援の専門家で見て、そんな少ない収入でもこうすればできるよみたいなふうにして、結局、本人の申請権を奪うということにはならないと思いますが、ただ、そういうことになるはずなので、そこら辺はきちんとできるのかどうか。専門員はそういう立場で臨んでいらっしゃるのかどうか。その辺を確認したいんですけども。

○保護課長（小原雅彦）生活保護の申請につきましては、その請求権がございますので、これを拒むことは全くございませんし、家計相談支援事業が生活保護申請者を拒むということはまずございません。やはり、自立を望みたいと。どげんかして保護を受けないで生活再建を図りたいとそういった方々を再建に向けた取り組みについて支援する。それを目的とする事業であります。

以上です。

○委員（井上勝博）ただ保護課にくる方々は生活保護を受けたいというふうなことでくるのではないかなと思うんですよ。受けたくないという方はこないのではないかな。むしろ市民生活相談の総合相談のほうに行かれるのではないかなと思うんですが、それは総合相談所というのは、先ほどちょっとありましたけれども、保護課の中に入っているんですよ。それとも、市民課のほうに入っているんですか。だから、そこが今どうなっているんですか。ちょっと確認したい。

○保護課長（小原雅彦）市民総合相談の業務につきましては、今保護課のほうでしております。

○委員（井上勝博）わかりました。

そうすると、市民の方が家計が大変だと。しかし、保護を受けたくないんだと。なんとか相談に乗ってくれないかというときには、その生活相談

のほうに行かれて、そこで専門家が対応するという理解でよろしいですか。

○保護課長（小原雅彦）そのとおりでございます。

○委員（井上勝博）先ほど、少しに気になることがあって、犯罪歴のある方に対する対応について、なんか専門員がつくんですか。そういう仕組みがあるようなことをどこでしたか。適正保護推進員ですか。これはどういう方なのか。この方は生活保護を申請されてきた方に対して、窓口の職員が当たりますけれども、その犯罪歴があったかどうかというのはわからないですよね。どうするんですか。

○保護課長（小原雅彦）申請の窓口につきましては、この適正保護推進の方が対応することはございません。保護開始後になりました後に、大体その方の状態というのがわかりますので、そういう場合に、職員と同行訪問をいたしまして、例えば、中には暴言をされたりとか、威圧といいますか、そういう行為なさる方もおられますので、ある意味この適正保護推進員と同行してもらって、その現場での適正な対応。そういったものをしていただくようにしております。この適正保護推進員というのは、現在のところ警察職員のOBの方を雇用しております。

以上です。

○委員（井上勝博）この適正保護推進員の方は、例えば、生活保護を受けられている方のところに職員がいくときに、この人はちょっと注意人物だからということで一緒についていくという方ですか。

○保護課長（小原雅彦）そのとおりであります。

○委員（杉藺道朗）もう一遍確認の意味でこの家計相談支援事業に当たられる方は市職員の方なのか。外部からの方なのかちょっとそこまでまず1点。

○保護課長（小原雅彦）この事業の実施に当たっては、委託事業でやりたいというふうに予算をお願いしております。今のところ、そのたけたというか、社会福祉協議会のほうに今委託を検討しております。社会福祉協議会のほうでそれにたけた方を募集、公募していただいて、採用していただいて、その業務に当たっていただくという予定としております。

○委員（杉藺道朗）相談の内容の中には税金滞納等々が入ってきますので、当然市の税務課当たりとの連携というか。その部分が大事になってくるのかなと思うんですよね。当然、ある意味は、本当のプライバシーの部分でしょうから、法的には問題はないだろうなと思うんですけれども、しっかり連携をとっていただいて、その相談者の相談にしっかり対応ができる形が一番望ましいというふうに思いますよ。

それと先ほどから出てますように、この相談支援員事業といわゆる総合相談窓口。いろいろちょっと何て言うのか。相談するほうからしてみれば、なかなかどこに行けばいいのというような。わかりづらい部分もあるのかなというふうに思うんですよね。これは全くの新規の事業でございますので、そういう意味からすれば、そういう市民の方に対する啓発的な部分もしっかりとっていただかないとあっちに行ったらこっちでしたか。窓口であちこちというようながないような形でしっかりそこはやっていただければなと思うところあります。

それから、保護の関係のほうが少し予算のほうで次年度、平成29年度が大分大きくなっているということで、保護の実態というところで言えば、やっぱりテレビ等でもよく流れていますけれども非常に保護を受ける方々がふえているという状況があるものですから、平成27年度当たりでも結構ですし、前年度比からして薩摩川内市は上昇傾向にあるのかな。そのあたりを少し教えていただけませんか。

○保護課長（小原雅彦）資料の予算概要のほうにもちょっと載せておりますが、12月現在で約800世帯、人員で1,030人保護の方がおられます。これが1年前でいきますと約30世帯ふえております。これが更に平成17年度でいきますと今から約11年前でいきますと600世帯でございましたので、それからすると約1.3倍保護世帯もふえてきております。こういう傾向が見受けられているところであります。

以上です。

○委員（杉藺道朗）いずれにせよ、この高齢化。自分たちもいつかそういう年齢にさっするんでしょうけれども、どうしても病気とか、それから、高齢に伴う就業ができないということで、これは

なかなか減っていくという方向性ではないと思うんですね。微増というか。徐々に徐々に今これは社会状況ですので、ふえていく状況。そういう中でそれぞれ生活扶助があったり、教育扶助があったりあるんですけども、やっぱり公助という部分でできる部分というのはいろいろ相談者の方からあったときには、全てということではなくしても、しっかりした対応で相談を受けていただければなと思います。

それと、これは言っているのかわかりませんが、今生活保護を受けていらっしゃる方の中に当然、年配の方もそれなりのお年ということがわかりますし、それから、病気とかもっていらっしゃる方もわかります。前も言いましたけれども、外見上と申しましょうか。まあ元気そうな人なのに何でこの人が受けないといけないといけないのというようなそういうふうに若干見受けられるというか。聞く場合もあるんです。だから、なかなか本人自身は非常に大きな病気をもっていたりとかする場合もあるんでしょうけれども、なんかまあ近所周りの人からするとあの人は何をしているのかなとか、年中ぶらんぶらんしているなというふうに、ある意味ちょっと見方としては失礼なんでしょうけれども、何をしているのかなというのも聞こえてくる声もあるものですから。何が言いたいかというと、以前もいいましたけれども、そういう方々がある意味地域の中でも少しなじみが薄いといいましょうか、やっぱりそれぞれの生活ですから、地域の方々も当たらず障らずのそういうような状況下があるんですよ。だから、できたら、やっぱり保護の部分というのは皆さん御存じないことなんでしょうけれども、やはり何となくわかってくるわけで、やっぱり地域にもしっかりと交わってほしいなという部分もあるし、できたら、いろんな今ボランティア活動なんかに積極的に出て、体的に異常のない方というか。そういうのがあってもいいのかなと。だから、指導というか。面談されるときに、月の関係でもそうでしょうけれども、当然、日常生活等々の状況もお聞きをされる中で、また、判断をされていくわけですから、そこらあたりもちょっとお聞きになって、何かそういうボランティア活動でもあったら積極的に参加されたらどうですかという形で進めていってほしいなというふうなのがありますので、いろんな声が聞こ

えてきますので、十分理解をされていると思いますので、そこあたりをしっかりとやっていただければなおお願いというか。要望というか、思うところでしたので、何かあれば。

○保護課長（小原雅彦）制度上のやはり基本とするところ、やはり自立の助長ここにあります。これに関しましては、職員、現業員―ケースワーカーと呼んでおりますが、この者がやはりそれぞれ担当いたしますので、その目的にしたがって日々昼夜土日を問わず対応、誠心誠意行っているところです。

○委員（杉藺道朗）そういう方で一生懸命ボランティア活動をされる方がいらっしゃるものですから、みんなすりゃ良かとかいなという話もちょっとお話ししたりしたものですから、できる方はそういうふうによっぱり自分も社会の一員の中でお役に立ってるという言い方はあれでしょうけれども、何かやっているんだというのが見えれば、言われた事実の部分というのがしっかり見えるから、がんばってるなというふうに思いますので、そういうことでしたので、わかると思います。

以上です。

○委員長（福田俊一郎）杉藺委員が先ほど窓口がわかりにくいということに対応してほしいということで現況進めてよければ。

○保護課長（小原雅彦）私どもの窓口に関しましては、とりあえず広報、お知らせ版でも一度は御案内を申し上げたところですが、庁内に張られてから、サインを含めわかりにくいということであれば、また、そういう庁内内部でのサインとか、あるいは、市民の周知そういったものに努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（瀬尾和敬）杉藺委員が赤裸々に思いを言われましたけれども、よく自分たちが市民の皆さんと話をするときに、すばっと明確に答えられないのが、この生活保護受給者と国民年金受給者とのバランスとかなんですよね。何と答えていいかわからない。ただ、生活保護受給者の方はもちろん自立することを目的として、こうやって保護してなおかつ自立していただければいいというわけなんでしょうけれども、ところがどんどん毎年のようにふえているということですよね。ちなみに自立されてもう自分たちでしっかり生活できますという人は年間どれぐらいずついらっしゃるの

か。

○保護課長（小原雅彦）まず、いろんな形で保護を廃止になられる方々もおられます。自立に向けては就労支援員がおりますが、数的に申し上げますと、ほぼ廃止に、自立で言えば、職業で保護廃止になる方は大体ですが、20世帯ほどおられます。そのうち今年に入りましてから、2月末で就労支援員がかかわって就労職業指導をして、保護廃止になったのは15世帯ほどおります。

以上です。

○委員（瀬尾和敬）ということは、さっき30何名年間にふえたとおっしゃいましたが、15名はつまりは新しく保護世帯になられた方が50何名ということですか。

○保護課長（小原雅彦）平成28年度でいいますと、生活保護を新たに申請されて保護開始になった方々が1月末現在で93世帯おられます。もちろんお亡くなりになるとか、それから、自立して保護廃止になられる方、これも平成28年度1月末現在で96世帯いらっしゃいます。

以上です。

○委員（瀬尾和敬）どんどんふえていく傾向にあるわけですね。かつて、生活保護のおかげで私は自立できましたと。匿名だったと思いますが、100万円を寄附されたという美談が新聞で見ることがあるんですけども、そういうことって薩摩川内市ではないものですか。

○保護課長（小原雅彦）私の知る限りではございません。

○委員（瀬尾和敬）市民と集まる機会が今後どんどんまたふえていくんですけども、必ず市民の愚痴がこっちのほうにこういう生活保護受給者に関してこうくる。我々は一概に、彼らはストレートに愚痴をおっしゃるわけですね。あの人は良か目におうて、何でおいちは苦しい生活せならんのかとかそうおっしゃるんですけども、それを我々はやんわりといや、私たちは自立するために頑張っています。ついては、しっかりと自立されている例があるんですよという説明をしないといけないわけなんですね。そうしないと彼ら市民はおもしろくないです。その辺のところはこのルールにのっとって仕事をされている皆さんには、もう少しそういうことも市民の皆さんにもわかるように、そして、また、生活保護受給者の

方々にも更生する努力をまた今度していただきたいという気がします、どうでしょうか。

○保護課長（小原雅彦） それはもう瀬尾委員がおっしゃるように、やはり先ほども申し上げましたけれども、ケースワーカーが今10人おりますが、この方々に対しまして、日常的に自立助長に向けたそういうケースワークというのは日々努力をするようにしております。

以上です。

○委員（井上勝博） 傾向としては、生活保護世帯がふえている傾向としては、この高齢になって病気になってという方ももちろんいらっしゃると思うんですけれども、以前に聞いたのは、その他の理由というか。要するに、収入がなくなったとか、リストラになったとか、収入が安定してないとか、そういう傾向があると聞いたんですが、その傾向は出ているわけですか。

○保護課長（小原雅彦） 傾向と申しますか、生活保護の窓口で相談にこられる方々—まず窓口でこられる方は、生活保護を申請したいということではなくて、まず困窮しているという相談にこられますので、その解決の糸口をまず求めにこられます。今その方々が相談でいけば、2月末現在で202件ほど窓口で相談を受けております。そのうちやはり主なものとしたしましては、世帯主が病気になって、収入が途絶えたという相談が202件のうち85件ございます。そのほか、やはり高齢でどうしても保護の相談というか、それはやはり蓄え預貯金をもっていたけれども、蓄えがなくなった、困窮してきたという相談が32件ほどございます。そのほかでは事業不振でありますとか、いろいろな方々が相談にこられますけれども、内容として、状況としてはこのような状況でございます。

○委員（井上勝博） 私もよく言われるのは、今年金暮らしはもっと大変なんだよという話をされる。その方は生活保護基準というは、生活扶助額がこれぐらいで、家賃を払っていれば住宅扶助があって、病院に通っていれば医療費扶助があってという説明をして、どうしても年金が足りなくて生活ができないという方は遠慮なく生活保護を受けるべきなんですよという話をしているわけですが、やっぱり生活保護基準以下の方々がたくさんいらっしゃるというところに問題がある

と私は思うんですね。憲法第25条で最低限の生活を保障するということからきている国民の権利なのに、今の政治のもとで困窮者が非常にふえてきていると。貧困がふえてきているというところなのではないかなと思うんですね。だから、そういう意味では、正確にそういったところを市民に知ってもらおうというそういう努力が必要なかなというふうに思うんですよ。私は本当に貧困を何とかしろということを保護課のほうからアピールしていくべきなのではないかというふうに思います。いかがでしょう。

○保護課長（小原雅彦） 生活保護制度をアピールせよというような御質問でございますが、おっしゃいますように、生活保護について、私どもは窓口で拒絶しているわけでもございませんし、生活困窮者自立支援法ができた際に庁舎内の団体とも例えば税務課とか、収納課とか、学校も含めて、関係のあるような部署については、連絡会議をもっております。その中でもきちんと保護課のほうに何らかの相談があったときには、つないでくれという形で関係課からもあがってきております。

また、そのほかにも弁護士も含めましてなんですが、外部の組織もつくっておりますので、そういうところの中でもきちんと相談があった分については、私どものほうにつないでくれというようなことでしておりますので、広く広報等で周知はしてありませんが、ただ、民生委員も含めまして、いろんなそういう部分については連絡会なり、そういうのを持ちながら周知を図っていくと。相談があったときには迷うというわけではないんですが、うちのほうにつないでくれということではやっているとこでございますので、広報で宣伝をなさいということまではちょっと難しいというふうには考えております。

○委員（井上勝博） 広報でというか要するに生活保護を受けている人が多くなっている原因というのは、結局、今の年金がどんどんどんどん少なくなっているということとか、ふえないわけですね、年金が。だから、そういう背景があるということについては、やっぱり機会があると思うんですよ。市民から何ぼでというのを私たちも言われるわけだから、保護課の方々にもそういう話があると思うんですね。そのときには生活保護というのが国民の権利なんですよということは言わ

れているというふうに思うんですけれども、そこはちゃんと正確にわかってもらう努力はしていたきたいなというふうに思うんですよ。

ちょっと話は別なんですけれども、本会議の中で残業が多いのは保護課だということで、名前があがりました。やっぱり人員不足というのがあるのかなと思うんですけれども、そこら辺は人員をふやしてもっと対応できるようにというふうには考えられないものかということです。

○市民福祉部長（春田修一） 二つほどあったんですが、まず最初の部分ですが、本当に生活に困って来ていらっしゃる方もいらっしゃいますが、多分皆様の方で、あんなに元気なのにかという部分は、収入、これは表現が悪いんですが、収入だけで見れば、生活保護基準に該当する。だけど、働く意欲とか、そういう努力をされない方で生活に困って申請をなされている方もいらっしゃいます。

なのでその分については、先ほど課長のほうが言うように、自立へのために当面の間はお金がないわけですので、生活が困窮されているわけですので、その分について受け付けをしながら、ハローワークのほうに随行しながら就労の意欲を高めて就労して自立に結びつけているというような形でしているところでございます。どうしても高齢とか、病気とかで働けない。そういう方については、当然に市民の皆様もいろいろ言われるはずはないだろうし、そこは私どももきちんとまずは病気を治して、元気な体をつくって、その後にどういう形で自立の方策があるのかというのを日々ケースワーカーは努力しながら相談にのったり、支援をしているというような状況です。

特に、残業が多いところは保護課が1位になっております。それは議員がおっしゃいますように、先ほど1,000世帯の中でケースワーカーが12名でありますので、単純に割ったにしても、一人100世帯をもっているというような状況でございまして、昼間については被保護者の方への相談とか支援とかそういう部分に追われ、5時が鳴ってから、例えば、ケース記録をつけたり、指導記録をつけたりというようなこともございます。

また、ときには夜にも呼び出されることもあります。それに駆けつけないといけないという。例えば悪いんですが、アルコール依存症の方で酔っ

払って病院に担ぎ込まれてその中で保護世帯ということでケースワーカーに連絡が入ってきて対応せざるを得ないとかそういう部分でできておまして、非常にハードな業務になっているのが保護課のケースワーカー、保護課の職員だと思っております。私どももこれについては、人事担当部局にもるる話をして、人員要求をしておりますので、ここ二、三年の間では一人、二人という形ではふえたところでございます。そのほかにも職員ができない分については、窓口業務の嘱託員を雇用しながら、できるだけ職員の負担が少なくなるような形では努力しておりますが、どうしてもいろいろなケースが出てきて、その対応に追われているという部分があって、結果として残業が非常に多いというような状況が出ておりますが、これについては、人事担当部局も十分わかっておりますので、それなりの配置をしてくれるだろうというふうには期待しているところでございます。

以上です。

○委員長（福田俊一郎） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はつきたと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（成川幸太郎） 生活困窮者自立支援事業の中で、この中での事業概要としては、生活保護に至る前の段階の自立支援対策を強化して、生活困窮者に対する脱却を図るためのということで書いてあるんですが、今、ちょっといろんなやりとりを聞いていけば、今現在、生活保護を受けていらっしゃる方の自立支援というのは、ケースワーカーがして、この困窮者自立支援事業費はあくまでもまだ至らない前の人ということでとらえていいですか。

○保護課長（小原雅彦） そのとおりであります。

○委員長（福田俊一郎） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はつきたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○保護課長（小原雅彦） 特にございません。

○委員長（福田俊一郎） それでは、所管事務全般につきまして、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（杉藺道朗） 先ほどの保護の関係なんですけれども、多分保護課においては実態というのはなかなかつかみにくい。これは年金事務所がかかわってくる部分ですから。何が言いたいのかといいますと、代表質問の冒頭の中で一応年金受給資格10年以上から受給できるというふうに国の制度がかわってきますよね。先ほどの委員の話もあるんですけれども、要するに、保護を受ける方々が無年金の方がかなり多いんだろうなというふうに思います。

それと年金を受け取ってもわずかな年金しか受け取れないという方もいらっしゃる、今度、この制度が変わることによって少なからずとも少しなりとも年金を受ける方が保護者の中に出てくるというふうに保護課は絶対あるというふうに思いますとしたときに、当然、それまでの保護費から所得とみなすとするならば、少し差額というものが減っていくというとおかしいんでしょうけれども、なってくるものですから、そのあたりの動態といましようか、動きが今見えていらっしゃるのかな。推測ができていいのかと思って、全体的にかかってくる、保護課では難しいと思いますので、そこあたりはちょっと調査できる部分があれば、大体今受けていらっしゃる方に対してどの程度の影響が及んでくるのかなという部分があると思いますので、また、教えていただけたらと思うところでしたので、今は、答弁はできないと思いますので、もし何か。

○保護課長（小原雅彦） 法の改正に伴う施行に対して、私どものほうでは今、嘱託員の中に年金調査員というのがおります。保護者の中でその受給要件を満たしているものについて今調査をしているところでありまして、施行開始に向けて当然、受給対象になる分については、調査員を中心にやはり年金支給の手続ですね、それは進めているところでございます。

以上です。

○委員（杉藺道朗） 今新しく始まる前段階でございますので、また委員会の中でも時期が過ぎた

時点でもいいですから、現状等がわかればまたお示しをいただければと思います。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はつきたと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△子育て支援課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次に、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福田俊一郎） 審査を一時中止しておりました議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） それでは、子育て支援課の当初予算の概要について御説明させていただきますが、当初予算概要の72ページから78ページになるところでございます。

子育て支援課の予算につきましては、前年度比の4億8,777万8,000円の増となっておりまして、これらにつきましては、措置児童の増とか、そういう部分が大きな要因となっているところでございます。

それでは、予算概要の73ページをお開きいただきたいと思います。73ページ中段でございます。地域子ども・子育て支援事業では、病児保育事業。現在、関小児科のほうで1カ所されているところでございますが、今回、病後児保育事業を行う保育園を1カ所ふやしていきたいということで、3,579万9,000円を計上させていただいたところでございます。

次に、75ページの中段になります。児童館費でございますが、放課後児童クラブ、一般質問でも出ておりましたが、本年度4月1日現在で5カ所ふえる予定でございまして、28カ所分を計上

するとともに、面積不足、条例で当分の間という形で設定しておりますが、入っている児童数に比べて面積が若干足りない部分等がございます。そういう面積不足や老朽化が最初につくったところが20年以上経過するというようなことで老朽化が出だしてきております。そういうことから、これらの改修、経費につきましても、今回、補助を新たに創設させていただいたところでございます。

また、同ページの下段でございますが、保育所運営費では、認定こども園の増加及び小規模保育事業所等の新設に伴い、運営費が5億3354万円の増額という形で計上させていただいたところでございます。

次に、78ページをお開きいただきたいと思いますが、78ページの upper でございます。子ども医療費助成事業では、18歳までの医療費助成を12カ月分、平成28年度は半年分計上させていただいておりましたが、本年度は12カ月分、1年分計上させていただいた関係で、前年度比で2,300万円ほど増額をいたしておるところでございます。

以上、子育て支援課の当初予算概要の説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、この後、課長のほうで御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）引き続き当局の補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）子育て支援課でございます。よろしくお願いいたします。

平成29年度薩摩川内市一般会計予算中、子育て支援課分について、まず歳出から御説明申し上げます。予算書のページは78、79、82ページになりますが、予算調書で説明させていただきます。予算調書の152ページをお開きください。

事項児童福祉管理運営費は児童福祉法の施行と子ども・子育て支援法第59条に定められた子ども・子育て家庭等を対象とする事業に係る経費3億3,941万2,000円で、主なものは、右側に記載のとおり、育児支援相談等の行政事務及びファミリーサポートセンター業務に係る嘱託員4名と子ども・子育て支援会議委員14人の報酬、一般職13人分の人件費、地域子育て支援センター事業委託等のほか、さまざまな保育ニーズに対応するための障害児保育、延長保育、一時預か

り事業。ほか6件の補助金でございます。

事項女性・家庭児童相談費は、児童への虐待や女性へのDVと家庭内の相談業務に係る経費、976万9,000円でございます。主なものは女性・家庭生活支援相談員4人の報酬。相談システムの保守管理委託料、県、市家庭相談員連絡協議会負担金、要保護女子の女性相談センターへの移送費でございます。なお、相談業務の対応が年々ふえておるものですから、本年度から相談員一名を増員しております。

あけていただきまして、153ページ、事項幼稚園就援奨励事業費は施設型給付に移行しない私立幼稚園に就援する児童の保護者負担軽減に係る経費1,757万6,000円でございます。保護者負担の格差解消を図るため、世帯の所得状況に応じ補助するものと多子世帯の経済的負担軽減のため補助金を交付するものでございます。事項利用者支援事業費は、子育て家庭等に対し、必要な情報提供や相談援助を行い利用ができるよう関係機関等との連絡調整に係る経費、355万6,000円で主なものは、利用者支援事業業務嘱託員1名の報酬と、FMさつませんだい事業委託費でございます。

あけていただきまして、154ページ、事項、保育対策総合支援事業費は、保育士の確保に必要な措置を講じるため、各保育所の保育士、補助員に係る経費、2,052万円で経費は保育体制強化事業補助金で保育士の事務補助の行う臨時職員等を雇用する経費19カ所分を計上してございます。児童手当福祉費は中学校終了まで支給される児童手当給付に係る経費17億4,518万5,000円は全額扶助費で児童手当の総額でございます。

あけていただきまして、155ページ、事項児童館費は、放課後児童クラブの管理運営等に係る経費、1億9,581万9,000円で経費の主なものは、児童クラブ設計と業務委託及び放課後児童クラブ改修工事につきましては、老朽化しております市有施設でございます。第1永利児童クラブの屋根改修とトイレ改修に係る経費でございます。次の放課後児童クラブ運営補助金につきましては、28児童クラブの運営に対する放課後児童健全育成事業に対します補助金と障害児を受け入れるクラブに対します障害児受け入れ推進事業補

助金でこれにつきましては、国県の補助事業でございます。本市独自の補助金といたしまして、20人以下の経営基盤の弱い放課後児童クラブに対しまして、1児童クラブ当たり80万円の運営補助金を計上しております。次の放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金は平日の18時30分を超えて開所されておりまして、家庭と学校との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置した場合で、平成25年度賃金と比較して改善された金額を補助するものでございます。

次の放課後児童クラブ施設整備補助金は、新設の放課後児童クラブ1カ所分と2カ所分の既存児童クラブ改修事業費を計上いたしております。なお、既存児童クラブ改修事業費につきましては、平成29年度からの新規事業でございます。

次の事項保育所運営費は子ども・子育て支援制度の教育・保育施設事業の運営に係る経費及びへき地保育所の運営に係る経費で、38億8,927万円でございます。

経費の主なものはへき地保育所関係で下駄の保育所業務嘱託員報酬、里の管理代行委託等、それと認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所等の運営費の扶助費でございます。

なお、本市独自の制度いたしまして、県の他、自治体保育料軽減の対象外となっております、18歳未満で3人以上の子どもがいる世帯に対する負担軽減事業を行っており、第三子の場合、市の徴収基準額の4分の1を減額。それ以降のお子様に対しては3分の2軽減を実施しておるところでございます。

なお、保育所運営費につきましては、毎年増加しておりまして、旧制度の平成26年度の当初予算では、23億6,000万円でしたが、子ども・子育て支援制度が施行された2年目の平成28年当初では、33億3,700万円に、そして、平成29年度の当初では38億6,500万円となっております。平成28年度と比較いたしまして、約5億2,800万円の増で11.6%増加しているところでございます。これにつきましては、保育基準単価の増。認定こども園及び地域型保育事業所の増及び保育士確保のための保育士処遇改善等によるものでございます。

あけていただきまして、156ページ、事項母子福祉対策事業費はひとり親家庭等に対する援助

に係る経費、7,752万3,000円で経費の主なものはひとり親家庭医療費助成に係る医療費集計機関等審査手数料、母子寡婦福祉会運営補助金、そして、母子寡婦父子家庭自立給付金は就業に必要な能力開発や資格取得を支援するもので自立のための教育訓練等を受けた母親等に支給するものでございます。

また、ひとり親家庭医療費助成は母子父子世帯主及び父母のいない子どもを養育している家庭の医療費を助成するものでございます。

事項児童扶養手当福祉費は児童扶養手当法の支給要件に該当する世帯に対する経費5億8,200万円で全額扶助費の手当総額でございます。

なお、全額支給の場合、手当の基本額は4万2,290円で対象児童が二人の場合、二人目に9,990円の加算で三人目以降はひとりに月5,990円加算というふうになっております。

あけていただきまして、157ページ、事項母子生活支援措置費は生活支援施設入所措置に係る経費。1,150万円で全額扶助費でございます。

事項子ども医療費助成は、子ども医療費助成事業に係る経費、3億9,428万8,000円です。医療費集計機関等審査手数料と医療費助成の扶助費、県の補助対象事業分と18歳まで無料とする市の単独分、それぞれ金額のとおりでございます。

以上、歳出でございます。

引き続き歳入の主なものについて御説明申し上げます。予算書は34ページから44ページになりますが、予算調書で説明いたしますので、予算調書の36ページをお開きください。

負担金、民生費負担金、3億9,208万2,000円は児童福祉負担金で保育所保護者負担金、保育料が主なものでございます。

一つ飛びまして、国庫負担金、民生費負担金、28億7,212万円は児童福祉費負担金で児童扶養手当、保育所運営費、児童手当等に充てるものでございます。

次の、国庫補助金、民生費補助金、1億5,110万1,000円は社会福祉費補助及び児童福祉費補助金で児童クラブ地域子育て支援センター事業などの13の地域子ども・子育て支援事業に充てる。子ども・子育て支援交付金が主なものであります。あけていただきまして、37ペー

ジ、国庫補助金、教育費補助金 5 8 4 万 5,000 円は幼稚園費補助金で、私立幼稚園の就援奨励費補助金でございます。

県負担金、民生費負担金、9 億 9,142 万円は児童福祉負担金で保育所運営費、児童手当に充てるもの。次の県補助金、民生費補助金 2 億 3,241 万円は、児童福祉費補助金で幼稚園に係る施設型給付に対する補助とひとり親家庭医療費助成、児童クラブ運営費に充てる子ども・子育て支援交付金が主なものでございます。

次の県補助金、衛生費補助金、4,711 万 9,000 円は保健衛生費補助金の乳幼児医療費補助金でございます。

以上で平成 29 年度薩摩川内市一般会計予算中子育て支援課分についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局から詳しく説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（杉藺道朗） 薩摩川内市の子育て支援にかかわる分の事業は大変数も多くて、非常にそれなりに対して効果があつて、助かつていらっしゃるという親御さんからの声もよく聞きます。

そこで保育の関係なんですけれども、働き方改革の中でこの間も言いましたとおり、保育士給料の底上げとか、経験年数によって、また、プラス加算等々がされるということで、私の周りにも結構保育士というか、保育士の資格をもっている方がいらっしゃるんですけれども、なかなか実際に現場での仕事というのは非常にハードであるということをよく聞きます。そういう中で市内のこの保育園等々に関して言えば、今のこの実態的な部分というのは、当局においてはどの程度とらえているのかなと。実際に話をされる機会も多いと思いますけれども、いろいろと聞かれているのかなという思います。なかなか言葉的なあれですから、やめたいんだけど、後がなかなかだから、無理して働いているんですよとか。自分も子どもを育てながらそういう保育士をされている方もいらっしゃるって、現場では非常にいろんな事情があるように聞いておりますが、そこらあたりの実態を当然お聞きになっていると思いますし、捉えている分があるとするならば、どのような対応というか。行政としてここまではできますよと。さ

っきも給料というかそういう部分もなんでしょうが、国の中でしっかりやってもらわないといけない分もありますので、あと少し市として支援ができるような部分があるとするならば、実際、やっていらっしゃるとするならば、そこをまず 1 点お聞きをしたいと思います。

○子育て支援課長（知識伸一） 保育士の処遇が大変だということで私どもも十分認識をしておるところでございます。今ですね、うちの管轄と申しますか、保育園と認定こども園と小規模保育事業所と事業者内保育事業所というのがあるんですけども、今合計で 38 ぐらいありまして、保育士が約 690 名ぐらいいらっしゃいます。そのうちの 400 名強が正職員の方で、250 人弱が非常勤という形になっております。保育所の定員というのが 100% なんですけれども、事情がある場合は、119% までは入れるという形で今は運営しておるんですけども、今、平成 28 年度当初で 104% ぐらいの定員が入っている状況で年々、毎月お生まれるになったお子さんが大きくなられて育休が終わられたとかそういう方がずっと入ってこれますので、2 月は 113% ぐらいということで、今のところは保育に対する分がある程度園のほうでなっているんじゃないかと思うんですけれども。今後、私も今新しいところをつくりつつあるんですけども、例えば、60 人定員のところは 15 人ぐらい保育士が必要と。ゼロ歳児は 3 人に一人つかないといけないとか。いろんな事故があつたらいけませんから、そういうのあるものですから、今後、新しいものをもつくとすれば、今後もそういう形で保育士が求人を見ますと半年間で九十何人とか出ている状況でございますので、うちのほうも国の保育士の処遇的なものを上げますよというのが 1 点と県のほうがまた音頭をとりまして、新規事業をまた確保されることを検討されております。そういう情報が入りまして、うちのほうも積極的にそれに応募したいと。私なんか何があれかなと思ひましたら、例えば、新卒の方が薩摩川内市に、鹿児島市の方が入られたとしますと、まず家賃が結構な額になるということで、私なんかいろいろ考えて当初予算で検討したんですけども、やはり市役所として全体を考えないといけないということで、商工政策部のほうで U I J ターンだったでしょうか。

そういう形で月におおむね年間20万円ぐらい補助をするのに該当しないかということで、これを今回お願いしてあるんですけども、そういうのが該当になりましたら、例えば、保育士さんに対して、今年入られた方でそういうのに該当する方は積極的に申し込んでくださいというような周知をあわせてその方が奨学金を借りておられたら、またそ

ういうのも活用できるのではないかとということで、部をあれしませて、今いろいろ商工政策部とかと何回も会議があるんですけども、そういうことで情報をとりながら、わかる範囲で保育園のほうに情報提供しまして、また、そういう形でも保育士の確保に努めていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員（杉藺道朗）ありがとうございました。

言われるように保育士そのものの処遇の部分。それから、今言われたように、市外から新たにやろうかなと言ってこられる方がなかなかいわゆる周りの条件がとも高くて、なかなかちょっと就職というか、できないよねと。働くの難しいよねという方もいらっしゃると思いますし、言われたように相対的に横の連携をしっかりとる中で支えていかないと、せっかく学校を卒業して、保育士で頑張るよという意気もえている方が、あれ、ちょっと現実と夢抱いた部分とギャップがあるよねという形になれば大変でしょうし、言われたように、しっかり連携をとりながら、後押しをしていただければいいのかなというふうに思います。

あとはよそで例えば、園内における園長と現場スタッフとの間でちょっといろいろ意思の疎通がうまくいかないとかあるようなところがよそはあるんでしょうけれども、薩摩川内市ではそういうことがないということで理解してよろしいですね。わかりました。

また、しっかり支援ができる態勢でやっていただければと思います。

以上です。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんでしょうか。

○委員（持原秀行）地域子ども・子育て支援事業の中でこの拡充がされておりますよね。病児保育事業の拡充ということで、これは2カ所になる

とさっき説明を受けたんですが、関さん以外に今度はどこでやりますよというのを公表できるようであれば教えていただきたいのですが。

○子育て支援課長（知識伸一）病児保育は今まで関さんが1カ所でやっていたんですけども、川北地区の保育園が病後児一病院じゃないものですから、病気がある程度安定してからということで、そういう形でちょうど幸いに川北と川南で1カ所ずつということで場所としては、川内すわ保育園が、今新しい庁舎を建てておるんですけども、そこは保育になります。保育と幼稚園になるんですけども、今までの昔の市立保育園のところでいろんな事業をされたいということでそこで運営をしていただく予定でございます。

以上でございます。

○委員（持原秀行）ありがとうございます。

また、病院関係でもやはり難しいとは思いますが、やっぱり共働きで育てている方の応援になると思いますので、ぜひ、病院関係とかにも広げていかれたらと思いますので、そのところをよろしくお願ひしたいと思います。

それと、児童手当の支給事業のところ聞いていいのかわかりませんが、児童手当の支給の中でこれは世帯主という方に限定して支給されている実態であるのか。その支給の方法とか実態を教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（知識伸一）児童手当でございます。児童手当はお父さんとお母さんがおられた場合の説明になるんですけども、所得のどちらか高い方を児童手当の対象という形になります。お母さんの場合もあります。その年によって収入が多い方を。6月に現況届というのがあるんですけども、そこで把握をしまして、交代する場合はお父さん、お母さんをかえるというような形で支給が6月と10月と2月の年3回支給しております、おおむね17億の3分の1ぐらいずつ、5億ちょっとぐらいずつが支給額という形になります。

以上でございます。

○委員（持原秀行）聞いたのは、やはり今世帯主に入るわけですね。これを渡さないと。奥さんには渡さないと、子どものために使わないという実態が実はありまして、これはどこもあると思うんですよ。ただ、私は相談を受けたものですから、

実は離婚を考えているとか、そういうのがあるんですね。その中で今その所得のそれを聞きましたので、それは調べてまた申請しなさいということではいいんでしょうけれども、実態的には結構あると思いますよ。子どもに使わないでギャンブルに使ってしまうというのがなかなか出て、それが実態問題としてその中で家庭がうまくいかなかったってしまうというようなものこの手当に関してあるということは—これは全国的に言われていますよ。ちゃんと離婚しなければ、別れてこっちに来てもずっと旦那さんのほうに支給されて、それをもらえないとか。そういう実態というのは本市にはないんですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 非常に難しい質問でございます。基本といたしましては、私どもは所得の高い方が世帯主というか、支給対象になりますので、その方が受給者ということでその口座に入れるということで、私どももその考えとすれば、必ず子どものために使ってくださいという気持ちはございます。ただ、それ以外の、家庭に入ってからというのは補足ができませんから、今おっしゃいますようなことはひょっとすれば可能性として、あるとは思うんですけれども、私どもはそこまでの国の制度でこの方が該当だから、この方の口座に入れなさいということで事務をさせていただきたいという形になります。

○委員（持原秀行） わかりました。

一つ、それから、この児童館費の中で児童クラブ。だんだん皆さん方の御努力によって市内でこういう共働き世帯を応援する形で非常にいい制度であります。子どもたちが学校から帰って児童クラブの中でしっかりと宿題も済ませて、上下関係の規律とかそういうのを学んで非常に私はいい制度だと思うんですが、だんだんふえているんでしょうけれども、今後の計画というか、ふやしていかないといけないというのはこれは当然のことなんですけれども、計画について具体的に、なんか今度またふえますよとか。そういうのがあれば教えてください。

その児童クラブも増やす状況ですか。

○子育て支援課長（知識伸一） それにつきましては、平成27年に子ども・子育て会議でそういう計画をつくりまして、今現在、計画どおりの28なんですけれども、それにあわせて、私

ども内部で例えば、乱立しますと経営もできませんので。小学校区にお子様は何人おられて、これぐらいの状況でマックスどれぐらいできたらいいかというのは検討しておりまして、そういうのに載っているところについては、申請があった時点でお願いをしているところで。平成29年度も一カ所新設ということでこれもおおむねやりたいということで来ておられる方があるものですから、そこをふやしていくということで、最終的には今28ですので、今後の需要というのは、お母さま方が働かれればやっぱり昼がいないという形になりますので、何とも言えないですけれども。今の状況では最高31ぐらいまでは必要ではないかということなんですけれども。今後、社会の状況というのでもっとふやさないといけない場合は十分考えられると思いますので、そういうときは子ども・子育て会議に諮りまして、修正論、計画をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 全国的な制度が変わって、企業主導型保育というのができるようになっていくわけですが、市内にはあるのかということと、それから、やっぱりいろいろなタイプの保育がふえたということもあって、日常的な巡回指導を行う巡回支援指導員がこの人件費が補助されたという情報が入っているんですが、その辺のことはどうなんでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一） 1点目をお答えします。企業型の保育所がそういうのができないかということで、今、昨年の4月に新しい制度ができて、募集が始まりました。薩摩川内市も1カ所応募をしていただきまして、今全国で600ぐらいできたと思うんですけれども、そのうちの1カ所が済生会、19人規模の保育所をつくりたいということで、これは事業所内のあれになるんですけれども、来年の平成30年1月を目途に今計画を進めていらっしゃるところでございます。

2点目をもう一回教えてください。

○委員（井上勝博） 国は、平成17年度に認可外、認可も含めて日常的な巡回指導を行う巡回支援指導員の人件費、一人当たり400万円程度を補助し、600人から700人分の指導員確保をするとし、安全性確保にむけて一歩前進がありま

したというそういう文献が書いてあったんですが、それはまだ、じゃ、要望はないわけですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 私どもといたしましては、そういう制度というのは把握をしていないところでございます。

○委員（井上勝博） ちょっとこういう相談がどうしようもないということで言われたので、電話でお話をしたんですけども、入来の方が入来保育所に入れなくて、永利の保育所が空いていてたからということでそこに通わせているんだと。しかし、進学で小学校にあがるというふうになったときに、子どもさんが友達と離れたくないということで永利の小学校に入らせたいけれども、住所は入来なので、それはだめだと言われたと。そこでアパートを借りて住民票を移すとかいうようなこともして、これは教育委員会とかと話ししながら、そういうことをしているんだと。しかし、アパートを借りればアパート代がかかるしということで、やっぱり根本的には希望する地元の保育所に入ることが普通ですよね。それが入れなかったためにそういうことが起こっているということ。これはその方の話によると多いんですよ。中には引っ越した人もいますよというようなこともきいているんですけども、そこら辺の実態がどうなのかということ。

もう一つは、一番目の子どもができて、保育所に預けて二番目の子どもを預けようと思ったら同じ保育所に預けられなくて、遠いところまで連れていかなくてはいけないということで、2カ所の保育所に子どもを預けているというようなケースなんかもあるようで、その辺のことについては、把握というかできるんでしょうか。そういうことが把握されているのでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一） 実際に住んでいるところじゃなくて、ほかのところの保育園のところに入られたということで、保育所の申し込みを受け付けるときに、第1希望から第3希望まで御記入いただいて出していただいております。その方の場合、ちょっと今ははっきりとはよくわからないんですけども、希望のところに、2番目、もしくは3番目で書いてあられたところに入られたんだと思います。保育園の入り方も地元もありますし、お父さんとお母さんがおられて、お母さまの場合は仕事場に近いところということで、実

際、串木野に行かれている方とか、宮之城に行かれているとか、いろいろあります。私どもがここに入りなさいと言うような指導はいたしておりません。そこの希望されるところに実際地元が一番よろしいんでしょうけれども、御存じのように待機児童が出ております。そういう形でいろいろ調整をしながら入っていただいたというところでございます。

なかなか住所を変えて、アパートを借りてまでというのはちょっとこちらのほうでコメントというのはなかなか難しいところなんですけれども、そういう形で選考はしております。

2番目の上のお兄さんと下の弟が同じところに入れないということで基本的には、3月の調整をするときには、極力兄弟は同じところがいいということで、たまに何年か入っても別々でここがなれたからという方もあるんですけども、基本は御兄弟は同じところがいいというのはどなたが考えても、私どももそう考えておりますので、そういう形にするんですけれども。一部ちょっとなかなかできないという場合があるんですけども、この一つの例と申し上げまして、お兄さんがずっとAという保育園に継続で入っていると。例えばの話です。10月に二人目が入れないといけなくなったとしますとそこが非常に申し込みが多いところだったとしますと。定員があいてないんですよ。ですから、そういうときには、申しわけないんですけども、御希望の、なるだけそういうところにそのような形で措置するんですけれども、結果としてその違う保育園に入られるというのは実際そういう例は幾つかあります。また、年度末にそういう形で調整をできるような形ではしておるところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） わかりました。

地元を第1希望にされた場合は、地元に入れるようにしないとさっきのようなことが起こるわけですが、そこら辺がちょっと実態把握の仕方があるのかなと思うので、私も今はなんとも言えませんが、全体的には今、待機児童はないだろうという本会議での答弁だったんですけども、3月中ごろには、はっきりするというお話だったと思うんですけども、待機児童が出ているかどうかということは3月の何日ぐらいにわかりますか。

○子育て支援課長（知識伸一）後ほど、またその資料をつけておるものですから、そちらのほうで御説明をちょうど15ページのほうに待機児童関係はまたそこをお願いします。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会附託分について質疑が全て終了しましたので、これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）一般会計の市民福祉関係を討論してきて気づいたことなんです、一つは従来言ってますけれども、国保会計への繰り出し2億5,000万円しているんですが、まだまだ国保の負担は重いということで、やっぱり払えるような国保税に引き下げてほしいということが1点。介護保険料についても、来年度また計画が立てられるわけですが、現在のところの介護保険料は県内3位ということで高い介護保険料になってくるこれも引き続き繰り出しを要求していきたいと思います。

それから、マイナンバー制度については、カードの普及が低調であるということでありましたけれども、やはり市民にとって必要でないということのあらわれだというふうに思うんですね。マイナンバー制度は中止して廃止に向け見直すべきだということを主張し一般会計に反対します。

○委員長（福田俊一郎）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）次に、本案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論は終結したと認めます。

これより採決を行います。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（福田俊一郎）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）市民福祉委員会委員会資料の15ページをお開きください。

まず1番目、保育施設の定員の推移状況についてでございます。年度当初の定員、Aは平成21年度1,810人でしたが、施設整備による増、施設整備を伴わない増、地域型保育施設の新設等で平成28年4月には2,436人となりましたが、利用児童数も年々増加しておりまして、平成28年4月には2,553人となっております。

また、本年2月1日現在で2,763人を保育しているところで、4月から210人増加しているところでございます。定員に対する割合も平成28年4月で104.8%、今年2月現在で113.4%となっているところでございます。待機児童対策といたしまして、平成27年度から4施設等の増改築等を行いまして、本年4月から3施設分97人の定員増を見込んでおります。また、残り1カ所につきましても7月に開設予定で19人の定員増を見込んでおるところでございます。これにつきましては、3月補正で繰越明許費をご承認いただいているところでございます。

次に、待機児童の推移につきましてですが、平成28年4月1日現在で厚生労働省基準これにつきましては、30分以内に空きのある保育園があった場合、待機児童に含めないというもの。厚生労働省基準で6人、総申込者で68人となっております。

また、本年2月1日現在で195人となっております。待機児童対策が喫緊の課題となっております。3番目の放課後児童クラブの推移についてですが、平成28年4月で23カ所であったものが、本年4月には28カ所に増加する予定でございます。

待機児童の拡充につきましても、年々行っているところですが、女性の社会進出等でますます需要が高まっておる状況でございます。

以上、資料の説明でしたが、最後に保育施設等の平成29年度の申し込み状況について説明をいたします。昨年の11月21日から申し込みの受け付けを始めておりまして、昨年12月16日を一次締め切り、次に、ことしの1月20日を二次締め切り、2月10日を三次締め切り、2月末を四次締め切りとして、そして、現在も受け付けを行っておるところでございます。現在、一次締め切りの選考が終わりまして、保育園継続利用中の2,082人と新規受け付けの405人について入所決定をいたしまして、合計2,487人が決定しております。一次選考で保留となった87人。これについては、求職中の方と特定の園を希望されている。既に定員に達している園を申し込まれている方々でございます。これにつきましては、第二次から四次までの申込者とあわせて再度入所調整を行っているところでございます。

求職中の方と特定の園を希望される方については、4月1日現在で若干待機児童になる可能性があるのではなかろうかとも考えております。この理由といたしまして、4月以降も育休明けの方、就労している転入者等の方からも申し込みがございます。昨年で300人強の申し込みがございます。これにつきましても対応する必要があるがございます。今後も財政状況を考慮しながら、保育施設の定員増を図る必要はあると考えておるところでございます。

以上で説明は終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいまの説明も含めまして、所管事務全般について質疑をどうぞお願いいたします。

○委員（井上勝博） 先ほどの質問で、今の説明だと12月16日の第一次締め切りについての今の数字で、第二次、第三次、第四次というのは今から数字が出てくる。

○子育て支援課長（知識伸一） そうでございます。

○委員（井上勝博） 要は、87人の方が特定の園を望んでいる方や求職中の方であるということであるということ。この87人の方がはっきりす

るのは3月の何日なんですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 保育園は4月1日から入所ということで、少なくとも年度末の前には決定しなければいけないと思うんですけども、この求職中の方も仕事が決まりました方は大至急調整をする予定でございまして、そのあたりが全部は入れればいいんでしょうけれども、そこを調整しながらやっていくという状況でございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 私がちょっと聞いたのは、産休をとられている方々、職場復帰をしたいという方々については、問題なかったというか、希望どおり入れたというふうに理解してよろしいんですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 産休の方につきましても、今は仕事があられる方については、ほぼ入所の措置が終わったところで、今後、今若干あきがあるんですけども、その分について産休あけというのがずっと出てまいります。4月も出てまいります。5月も出てまいります。そのあたりをバランスを見る必要があるものですから、仕事をされる方をまずは優先ということで、可能であれば求職中の方も対象に含めていきたいということで考えております。以上でございます。

○委員（井上勝博） その方の勘違いだったのか。聞いた話だと300人ぐらいが待っているんですよというふうに言われたと。それは間違いですね。87人が調整中ということで。

○子育て支援課長（知識伸一） 今の300人が待っておられるというのは、多分平成28年度の分じゃなかろうかと。これは私のあれですので、今先ほど説明しましたように、昨年度300人ぐらいありますので、育休明けがひよっとすれば、1月とか2月も定員がほぼ埋まったときに、申し込みをされたら本当は入れたらいいんでしょうけれども、入れない場合があるということで、私はそのように考えるんですけども、ちょっと具体的なのはわかりませんが。

○委員（新原春二） 子育ての話ではないので、全体的なので部長にお伺いなんですけれども、こうした予算もどんどん膨らんでいきますよね。子育てではなくて、特に市民福祉の関係については予算がふえてきます。国県の補助事業もどんどんふ

えてきます。そうした中で、一方、薩摩川内市は定員適正化でどんどん人を減らさないといかんと
いう状況の中で、どこにしわよせがくるかといと
やっぱり職員のほうにかなりくるのではないかな
と危惧してならないわけですね。これも全体的な
問題なんですけれども。そこで嘱託であったり、
臨時雇用員であったりという対策は立てられるん
でしょうけれども、特にまた働き改革の中で残業
時間に規制がかかってくるという中で、今後、そ
ういう働きとの関係でかなり厳しい状況になって
くると思うんですけれども。そういった状況の中
で市民福祉としては対策といいますか、どういう
方向で進んでいかれるのかということに危惧して
いるものですから、ちょっとお答えください。

○市民福祉部長（春田修一） 非常に難しい問題
なんです、私が今月末までなので、言えるのか
という問題もあるんですが、ただ、考えておりま
すのは、事務事業の効率化という部分は進めてい
かないといけないだろうと。ですから、例えばの
例なんですけれども、虐待関係についても障害の
虐待、子どもの虐待、DV、老人の虐待、それぞ
れの所管課がもっておりますので、そういう部分
も含めまして、統廃合してより俊敏に、スピーデ
ィに対応するためにもそういう部分を集約しなが
ら職員の削減というのは考えられないのかという
ことも一つあると思います。

そのほかにも、合併以前からずっとやってきて
て、現在事業として少ないのですけれども、残っ
ている事業等もあります。一人二人となった部分
については、今までもちょうど廃止をしてきたん
ですけれども、そういううちちょっと外の財源を
別な部分に使う必要があるのではないかという部
分も考えていかないとけないだろうというふう
に考えます。

あとは、個人のあれですけれども、やっぱり事
務事業という部分をもうちょっと効率的にでき
るような職員のスキルアップもしていけないとい
けないだろうと。それらをした中でも非常に難
しい状況が出てくれば職員の、例えば先ほど保
護課の話も出ましたが、どうしても事務という
ことでなくて、市民との対話の中で時間をさか
ないといけない。どうしても、時間をとられる
部分がございますので、そういう部署等につ
いては、それなりの人員配置を要求していく
必要があるだろうと

いうふうには考えております。ただ、どこも全
部で人員要求が出ておりますので、その中で私
どももずっと要求しているし、特殊な業務、診
療所の案件については、年がら年中募集をかけ
ているんですけれども、応募がこないという状
況があったりするので、非常に今専門性を求め
られるということで一般事務ではなくて、そ
ういう技術職を求める部分も不足しているところ
があるので、非常に難しいんですが、ただ、一
般的な部分についてはさっき言ったように事務
の効率化を図ったり、あるいは、不要不急の事
務事業については英断する時期にきているの
ではないのかというの図りながら進めていか
ないといけないのではないかなというふう
には考えているところです。

○委員（新原春二） やっぱり事業が膨らんで
くれば膨らんでくるほど作業量はふえてくる
わけで、特に今市民課の関係については、ある
程度社会福祉協議会のほうに委託事業として
出されるわけですね。社会福祉協議会のほう
も、かなりもったいばいだというような話も
されているようですので、そこもなんだか
んで委託はできないということになってきま
す。と本庁のほうで抱え込まないといけな
いということもあって、非常にメンタルな
面で非常に心配をするんですよ。特に市民
との接点が非常に多いです。なので、かなり
市民が受け入れてくれる部分はいいですけ
れども、今の待機児童のことも含めて、私
が何回か相談を受けたのは、市の職員はと
いう相当な剣幕で怒られる方もいらっし
やいますので、そこら辺の職員と市民との
接点の中でメンタル的なところが起こらな
いようにぜひまた、配慮していただいて、
日常の作業に頑張っていただきたい。

以上、申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） 意見でありました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認
めます。次に、委員外議員から。

○議員（成川幸太郎） この保育施設の件
でお伺いします。

今現在、74人を足して2,574名が一次
応募があったということで、二次、三次、
四次の応募の合計数というのはどれぐら
いになっているのでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一） 第二次から四次まで78名申し込みがあられて、今もうちょっと何名かあられるとこです。

○議員（成川幸太郎） としますと、今平成29年度予定で定数が2,533名、120%まで可能とすれば、3,039名まで可能ということで、ミスマッチングがなければ今のところ希望者は入れる可能性は十分あるということだとらえてよろしいですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 119%までは可能性的には可能なんですけれども、やはり保育園の考えと申しますかありまして、保育士が余りそこまでちょっとまだどこも待っていらっしゃる状況もあるものですから、可能な限りお願いはしておるんですけど、幾つかの園は119に近いところもありますし、逆に言いますと周辺部分のところでしたら、まだ余裕があって、でもそこは地元の方しかというようなそういうミスマッチ的なところはございます。

以上でございます。

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

ここで休憩いたします。

~~~~~

午前11時38分休憩

~~~~~

午前11時43分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎） それでは、会議を開きます。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（福田俊一郎） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ありませんので、そのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（福田俊一郎） ここで閉会中の委員派遣について、お諮りします。

市内の現地視察等は現在のところ予定しておりませんけれども、今後必要となった場合に、委員派遣等の手続についても委員長に御一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（福田俊一郎） 以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会

委員長 福田俊一郎